

令和6年度三重県離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業費補助金実施要項

1 概要

人口減少や高齢化が進んでいる離島や中山間地域等に所在する介護サービス事業所・施設等の人材確保を支援するため、地域外から就職するために必要な費用の一部を補助する。

2 補助対象事業所・施設等

以下の全ての要件を満たした法人を対象とする。

介護保険法に基づく指定介護サービス事業並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームを運営する法人（三重県内に所在する事業所に限る）のうち、事業所が離島・中山間地域に所在すること。

※ 離島・中山間地域については、別添「離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業補助対象地域」を参照。

3 対象経費及び補助基準額

	補助上限額		
	対象経費	基準額	補助率
地域外からの就職促進に係る経費	赴任諸費、引越・転入費用、短期間の就労等 ※人件費、家賃等は対象外	一人あたり 20万円 (※1)	基準額の 1/2

(※1) 上限20万円には消費税及び地方消費税を含む

4 事業要件

- (1) 令和6年度中に地域外から新規に雇用した介護職員であること。
- (2) 新卒・既卒（中途採用）等の雇用の経緯や正規・非正規等の雇用形態については問わない（ハローワークを介さずに雇用することも可）。

※ 介護業務に従事することが可能な在留資格を持つ外国人も対象とする。

5 交付申請

本事業による補助を受けようとする場合、交付要領第6条に定める申請書（第1号様式）を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 雇用契約書の写し
- (2) 住民票（前住所地が記載されたもの）の写し
- (3) 事業所が補助対象地域内に所在していることがわかるもの
- (4) 対象経費額が確認できるもの（例：領収書の写し）

6 交付申請書の提出期限

令和7年1月31日（金） ※必着

※申請が多数の場合は、先着順に受け付けます。予算に達し次第、受付終了となりますのでご注意ください。

7 実績報告

本事業に係る実績報告には、交付要領第13条に定める実績報告書（第7号様式）を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

（1）対象経費を支払ったことがわかるもの（例：領収書の写し）

8 留意事項

（1）補助金交付要領、申請書類様式、QA等については、以下の県ホームページに掲載しています。申請前に、これらの書類について必ず確認してください。

https://www.pref.mie.lg.jp/FUKUSHI/HP/000228801_00003.htm

（2）対象期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

（3）本補助金に係る関係書類（帳簿や証拠書類等）は、事業完了後の翌年度から5年間保管していただく必要があります。

9 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部 長寿介護課 居宅サービス・介護人材班 宛て

※封筒に「離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業費補助金」と記入すること

10 問合せ先

三重県医療保健部 長寿介護課 居宅サービス・介護人材班

Tel 059-224-2262

Email chojus@pref.mie.lg.jp